

宮崎市「償却資産(固定資産税)申告」において 農耕トラクタ等に装着する付属品(アタッチメント)の取扱いを変更します

宮崎市では、農耕トラクタ等に装着するアタッチメントについて、令和8年度申告分から、本体のトラクタ等が、大型特殊自動車に該当する場合のみ申告対象となります。

「大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分」を確認いただき申告をお願いします。

これまで、小型特殊自動車に装着するアタッチメントを申告いただいていた場合は、種類別明細書(減少資産用)の提出をお願いします。

※アタッチメント例:ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤー、播種機等

※種類別明細書(減少資産用)の記入方法は、表面の記入例(「ロータリー」行番号04)をご覧ください。



市ホームページ

詳細:申告の手引きP5、20、市ホームページをご覧ください。

【大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分】

自動車の構造及び原動機	大きさ			最高速度	種別
	長さ	幅	高さ		
農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(R2年度から農耕作業用トレーラを含む)	—	—	—	35km/h未満	小型特殊自動車
				35km/h以上	大型特殊自動車

【判断基準】

①トラクタ等に装着して使用する。

↓ → いいえ(単体でのみ使用) →

償却資産の申告対象

はい

↓

②大型特殊自動車に装着して使用する。

↓ → いいえ(小型特殊自動車に装着して使用) → 償却資産の申告対象外

はい

↓

償却資産の申告対象

お問合せ先:宮崎市資産税課 償却資産係

電話:(0985)21-1743

